



牛マルキン制度においては、肉用牛肥育経営の資金繰り対策として、昨年4月より生産者負担金の納付について猶予しておりましたが、肉専用種の枝肉卸売価格の平均が3か月連続で2,300円/kgを超え、負担金の納付再開の条件を満たしました。

つきましては、下記のとおり6月より生産者負担金の請求を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### 牛マルキン生産者負担金単価

肉専用種(25か月)	交雑種(22か月)	乳用種(18か月)
5,000円	13,000円	11,000円